

通学路のブロック塀等の安全点検及びその対策について

通学路の安全点検については、これまで道路管理者と取り組んできた「通学路交通安全プログラム」に加え、大阪府北部の地震を契機として、各学校 PTA の協力によりブロック塀等の危険箇所の点検を行いその整理を進めている。危険個所に係る対策については、教育委員会では児童生徒に対する注意喚起の指導を行うが、抜本的な対策にはならない状況にある。

【経緯】

- ・平成 30 年 6 月 19 日付 文部科学省大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長
学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）
- ・平成 30 年 6 月 20 日 三重県教育委員会事務局学校防災推進監、学校経理・施設課長
学校におけるブロック塀等の安全点検と通学路の安全点検について（依頼）
- ・平成 30 年 7 月 10 日
通学路におけるブロック塀等の安全確認について（依頼）
教育委員会 → 学校長、PTA 会長
8 月 10 日までに報告を依頼、現在点検中

【今後の対応】

- ・学校及び P T A による通学路点検報告を受け、教育委員会事務局など行政において、危険個所の詳細点検を実施
- ・点検結果を学校へフィードバックし、児童生徒の通学安全指導に活用（通学路変更）

【課題】

- ・危険なブロック塀等の特定方法
- ・ブロック塀等改善方法
- ・危険な状態が改善されるまでの状況を関係者と共有

亀教総第01-1171号
平成30年 7月10日

各学校PTA会長 様
地区委員 様

亀山市教育委員会
教育長 服 部 裕

通学路におけるブロック塀等の安全確認について（お願い）

日頃は、学校活動及び市教育行政に対しまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校に設置していたブロック塀が倒壊した事故を受け、全国の各自治体において学校施設や通学路に面したブロック塀の安全確認が実施されています。

本市におきましては、学校施設におけるブロック塀の危険箇所の調査は既に完了したところですが、登下校時における児童生徒の安全対策のためには、通学路に面したブロック塀のほか、地震発生時に倒壊や落下の恐れがある塀や壁等について安全確認を行う必要があります。しかしながら、学校の通学路は、校区の広範囲にわたっているため、早期に児童生徒の安全対策を講じるため、各学校のPTAの方々に御協力をお願いしたいと考えています。

このようなことから、ご多忙中とは存じますが、通学路の安全点検の重要性を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査については、別添の点検方法により8月10日までに実施していただき、その後、詳細点検が必要な箇所については行政において、対応いたしたいと考えています。

【事務担当】

教育総務課
教育総務G 草川、西口
TEL 84-5072

点検の実施方法

1 点検個所の記録

(1) 通学路の地図に危険と思われるブロック塀等がある箇所を赤色で番号及び位置が分かるように記入してください。

「点検箇所一覧表」にその種類及びその危険な状況が分かるように記入してください。

(2) 点検区域は、各地区から学校までの通学路とします。

(3) 中学校は小学校と重複する部分は除きます。

2 対象とするブロック塀の基準

(1) ブロック塀の高さ

①1.2m超かつ幅 3.4m超

②2.2m超

ブロック塀と一体となった地表の基礎、石積部分を含む。また、フェンスが設置されている場合は含めない。(裏面 ブロック塀の基準参照)

※上記の点検対象が、全て危険な塀ということではありません。

(2) 上記の目安

一般的なブロックは高さ 20 cm、幅 40 cmであるため、①の場合、高さ 6 段、幅 9 列を目安とする。基礎や、石積みは目視により加算する。

(3) 塀に化粧が施工されていてブロック塀か、鉄筋コンクリート造の塀なのか不明な場合は、対象とする。

(4) 斜面に設置されている場合は、最も高い位置で判断する。

(5) 道路の左右については、明らかに通行しない側は対象としない。

(6) 計測方法は、原則として目視とする。

(7) その他判断に迷った場合は、対象とする。

3 提出方法

8月10日までに各学校へ「地図」及び「点検箇所一覧表」を提出してください。

また、該当なしの場合も地図の返却とともにその旨を報告してください。

4 その他

今回は、ブロック塀を中心に安全点検をお願いしたいと考えていますが、次のものについても確認をお願いします。

(1) ブロック塀以外の塀や壁

(2) 建物

(3) 看板

(4) 自動販売機

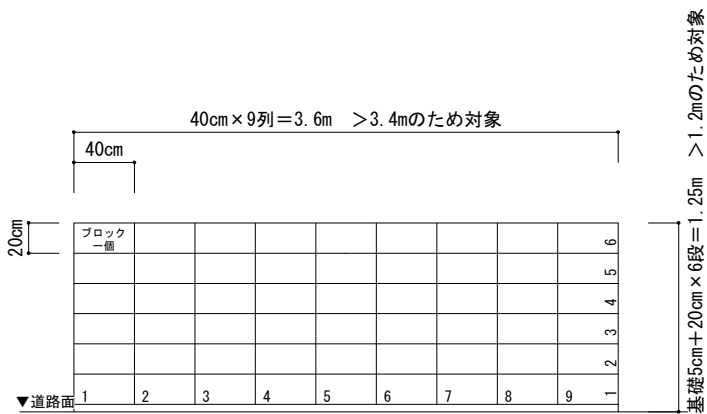
(5) その他倒壊が心配されるもの

※ 目視により地震による倒壊が心配されるもの

対象とするブロック塀の基準

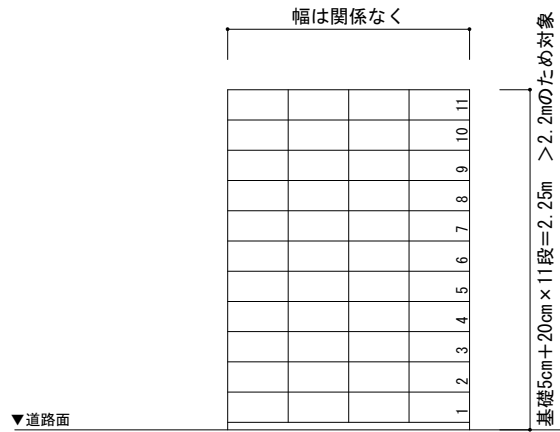
(1) ブロック塀の高さ

「高さ1.2m超かつ幅3.4m超」は対象



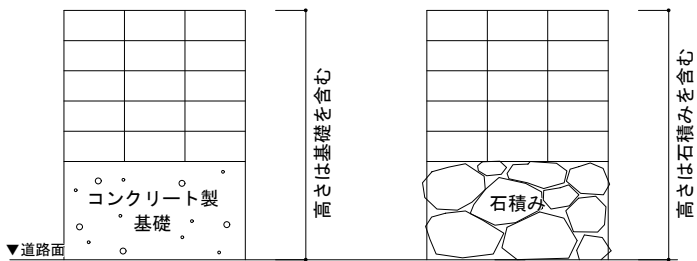
(1) ブロック塀の高さ

「高さ2.2m超」は対象



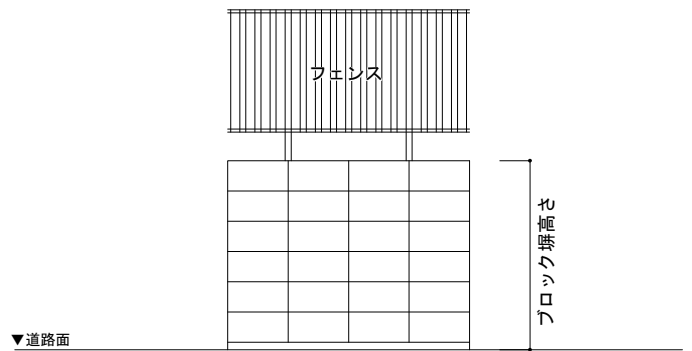
(1) ブロック塀の高さ

高さは「基礎」「石積み」を含む



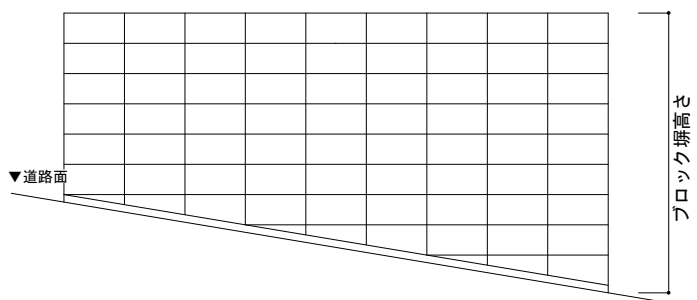
(1) ブロック塀の高さ

フェンスは高さに含まない



(1) ブロック塀の高さ

最も高い位置で計測する



(1) ブロック塀の高さ

最も高い位置で計測する

